

## 総務常任委員会記録

令和5年9月11日（月）於 第1委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前10時36分

### ○出席委員（7名）

5番 赤平泰衛委員 16番 木村隆洋委員 17番 千葉浩規委員  
19番 外崎勝康委員 24番 三上秋雄委員 25番 佐藤哲委員  
27番 清野一榮委員

### ○出席理事者（5名）

総務部長 番場邦夫 契約課長 黒沼立真  
契約課主幹 廣田洋平 学務健康課長 相馬隆範  
西部学校給食センター所長 工藤金極

### ○出席事務局職員（2名）

局長 佐藤記一 書記 成田敏教

---

【午前10時00分 開会】

- 委員長（佐藤 哲委員） これより、総務常任委員会を開会いたします。  
ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。  
本定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は議案1件及び請願1件であります。

---

### 議案第68号 動産の取得について（食器洗浄機）

- 委員長（佐藤 哲委員） まず、議案第68号動産の取得についてを審査に供します。  
本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。
- 総務部長（番場邦夫） 初めに、配付資料について御説明申し上げます。食器洗浄機の取得に係る議案第68号につきまして、概要をまとめた資料と入開札（見積）一覧表をお配りしております。
- それでは、議案第68号動産の取得について御説明申し上げます。  
取得する動産の種類及び数量は食器洗浄機1台で、取得の方法は買入れであります。  
取得の目的は、弘前市西部学校給食センターの既存の食器洗浄機が老朽化したことに伴い、更新するものであります。  
買入れする食器洗浄機は、株式会社アイホー製で契約金額は7150万円、契約の相手方は株式会社アイホー盛岡営業所であります。

以上であります。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○17番（千葉浩規委員） 三つあります。一つは、今回交換することになる現在の食器洗浄機について、老朽化したということですが、その洗浄機の耐用年数や現状について答弁をお願いします。

二つ目が、今回買い入れる食器洗浄機の能力は4,500人分ということですが、前回買い入れた洗浄機と合わせると9,000人分ということになります。そこで、今度の、この西部学校給食センターの対象となる児童生徒数について答弁をお願いします。

三つ目は、随意契約の規定について答弁をお願いします。

○学務健康課長（相馬隆範） まず一つ目の、耐用年数や現状についてでございます。現在使用している食器洗浄機の法定耐用年数は8年となっております。また、メーカーが交換部品等を確保し修理等にも迅速に対応できる目安とされる想定使用年数は、現在使用している食器洗浄機で10年となっております。今回交換する食器洗浄機は、西部学校給食センターを建設した平成22年に一体的に整備したものでございます。センター建設から13年が経過しており、食器を流すコンベヤーベルトの不具合や循環ポンプの水漏れなどが生じております。仮に、今後継続して5年間使用するためには主要な部品の交換が必要であり、多額の維持管理費の発生が見込まれることから購入することとしたものでございます。

二つ目の、対象となる児童生徒の人数でございます。西部学校給食センターの受配校は、市立小学校19校、市立中学校15校のほか、委託契約により西目屋小学校と弘前第一養護学校高等部となっております。対象となる児童生徒数は令和5年5月1日現在で6,736人となっております。

○契約課長（黒沼立真） 私からは、3点目の、随意契約の規定についてお答えいたします。市が随意契約を行うことができる場合については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号で要件が定められております。

本議案は、同条同項第2号の、その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするときに該当する契約内容であることから随意契約としたものでございます。

○17番（千葉浩規委員） 西部学校給食センターに対応する児童生徒数が約6,800人ということでしたけれども、その約6,800人に対して、それを上回る9,000人分の能力ということになりますが、なぜその上回る機能が必要なのかということが一つです。

二つ目は、株式会社アイホーの概要について答弁をお願いします。

もう一つは、前回も、令和4年度もアイホーだったから随意契約というのは当たり前のようにも思えるのですが、それ以外に随意契約が必要であった理由について答弁をお願いします。

○学務健康課長（相馬隆範） そうすれば、一つ目の御質疑にお答えいたします。学校給食は、児童生徒分のほか、教職員約700人分も提供しております。また、配送する食器は、床に落とした場合などの交換用の予備1,500人分も加えて配送しておりますので、洗浄する食器の数は1日当たり約9,000人分になります。これを時間内に処理できる能力のある洗浄機を購入しようとするものでございます。

○契約課長（黒沼立真） 2点目の、株式会社アイホーの概要についてお答えいたします。契約の相手方である株式会社アイホー盛岡営業所につきましては、市の指名競争入札参加資格者名簿に登録されている業者でありまして、給食用調理機械・厨房機器の製造販売や炊飯システム、学校・病院・事業所給食設備、食品加工プラント設備、ホテル・レストラン厨房設備の設計施工その他厨房設備附帯工事一式を行っている事業者であります。なお、本社の所在地は愛知県

豊川市でありまして、青森県内に支店・営業所等は有していないものであります。

続きまして、3点目の、なぜその業者と随意契約なのかという部分につきまして、私からは、弘前市一者随意契約ガイドラインに該当するかどうかといった観点でお答えしたいと思います。

今回の契約につきましては、製品の搬入、据付け及び機器の調整には製造元の専門的な知識及び技術等を用いた施工管理が必要となりまして、厨房事故の未然防止やトラブル時の迅速な復旧対応を含め、株式会社アイホー以外では契約を履行できないものであり、弘前市一者随意契約ガイドラインの中の、2の(1)に定めております特定の業者しか履行できないものに該当することから、随意契約が妥当であると判断したものでございます。

○学務健康課長（相馬隆範） 今回の食器洗浄機の更新に当たっては、ランニングコストの低減や作業環境の改善等が期待できる籠ごと洗浄方式の機種を購入することとし、西部学校給食センターに適正に配置できるなど条件に合った機種を検討したところ、購入予定の製品のみであったことから、令和4年度に購入した機種と同型のものを購入するものでございます。

今年度購入する食器洗浄機が昨年度と異なる機種となった場合、追加が必要となる洗浄専用籠や移動台などの備品を改めて必要な数量を購入する必要があるほか、それを補完するための場所も必要となります。同じ機種であれば数量や保管スペースを最小限に抑えることができ、安全に作業するためのスペースを確保することができます。また、機械の操作性の違いに加え、異なる備品等の混入防止対策も講じる必要があることから、洗浄作業に時間を要することになります。このほか、同じ機種であれば一方にトラブルが生じた場合でも、もう一方の洗浄機で共用備品を活用して最大能力で作業ができるなど、リスクを最小化した運用が可能となります。同じ機種を導入することにより、これらの効果も期待できるものでございます。

○17番（千葉浩規委員） これはやっぱり、学校が長期休みのときに入れ替えるということになるかと思うのですが、今回、もう夏休みが終わったのですが、今後のスケジュールについて答弁をお願いします。

もう一つは、今回、老朽化したということですが、こういった備品の更新計画というものを持っているのか、答弁をお願いします。

○学務健康課長（相馬隆範） 設置までのスケジュールでございます。議決を頂いた後に発注し、納品まで約3か月を要します。また、西部学校給食センター内で大規模な工事ができる期間は小中学校への給食の提供がない長期休業期間に限られるため、冬休みを利用して設置を行い、3学期からは稼働したいというふうに考えております。

続きまして、設備の更新の計画についての御質疑でございます。今後の厨房設備の更新につきましては、配付資料の平面配置図にあります食缶洗浄機は令和7年度、またコンテナ洗浄機は令和9年度を予定しております。耐用年数を経過した厨房設備につきましては、交換部品が用意できなくなることもありますので、今後も機器の重要性を考慮しながら、計画的に更新を進めてまいりたいと考えております。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○24番（三上秋雄委員） 今、課長のほうから説明があったわけですが、2時間以内で1台、2台あればそれよりまた短くなる、フル稼働した場合ですが、一体、この洗浄する時間帯というのは何時頃からになっているのか、西部給食センターの場合は。

○学務健康課長（相馬隆範） 給食が終わった後、順次、学校から食器が戻ってまいります。時間は、1時から約2時間ということですので、1時から3時までということでございます。

○24番（三上秋雄委員） 今、洗浄するのは1時からということ。

私は、前にも給食のことで質疑したことがあるのだけれども、せば、下げてくる時間帯とい

うのは何時に学校から下げてくるのか、早いところは。

○学務健康課長（相馬隆範） 早いところだと、1時前には学校のほうに行って、食器を……（「いやいや、私はそういうのは聞いていない」と呼ぶ者あり）

○24番（三上秋雄委員） 1時から作業を開始するのでしょうか。では、学校から引き上げるのは何時だという話を聞いているのだ。（「1時前だば当たり前だでばな」と呼ぶ者あり）したはんで何時だのさ、そこを。何時なのだ。

○委員長（佐藤 哲委員） 三上委員、学校を出てくる時間か。

○24番（三上秋雄委員）（続） 学校から出てくる、食器を引き上げるのは何時頃を目標にして引き上げて、西部に来て、1時から洗浄するという感じになるのか。

○学務健康課長（相馬隆範） 早いところだと12時50分、近い学校から順次、センターに戻ってまいりますので……（「何時なのか、もう1回」と呼ぶ者あり）

○西部学校給食センター所長（工藤金極） 早い学校ですと、12時50分からもう回収するのですが、全て学校側の希望を基に回収時間を決定して回収のほうに向かっております。

○24番（三上秋雄委員） 最後に。今、早い学校だと12時50分頃からと。これは、給食の時間というのは何時からになって12時50分なのか。

私は、前にも子供の御飯を食べる時間がちょっと少ないのではないかと。6年生は早く食べるけれども、1年生とかそういう低学年の子供たち、給食の時間というのは大変楽しみで、時間をかけてやらなければいけないのかなという思いがあったもので。

あなたたち、今、この機械を入れるのだと、能率もすごいのだと。2台入るはんで9,000人分が2時間でできると。そういうのを加味した形の中で、同じ機械を入れて、学校から持ってくる時間をちょっと遅くして、給食の時間を取ればいいのかなどと思ってあったのだけれども、そこは全然変わらなくて、結局、皆さんの仕事に合わせた機械で子供に合わせた機械ではなくてさ。もうちょっとそういうのを考えてやっていただきたいなどと思っていましたので、そのことについて最後に聞いて終わります。

○学務健康課長（相馬隆範） 以前、三上委員から御質疑いただいて、学校のほうの給食時間を確認したところ、これは各学校で定めてございます。時間帯は12時から1時ぐらいの間で、各学校において40分であったりとか、45分であったりとかということで時間を定めてございます。また、低学年については、できるだけ給食の前の授業が伸びないようにとか、あとは技能主事の方が手伝って学級のほうに運搬するとか、その辺は各学校で工夫してやっているようでございます。（「3回までですので、あとはいいですけども」と呼ぶ者あり）

○19番（外崎勝康委員） 今回、随意契約ということなのですが、この6500万円という金額の妥当性というのを、皆さんはどういうふうに考えているかということと。

あと今回、アイホーというメーカーなのですが、ほかに何者ぐらい、こういうようなことをやって、機械をやっているのかということと。

三つ目が、保証内容——どういった保証内容で今回契約しているのかなと、その3点をお聞きしたいと思います。

○契約課長（黒沼立真） まず、税抜きで6500万円の妥当性という話なのですが、一つは随意契約であるということからいきますと、落札率というものはちょっと公表しておりませんが、もしそれに当てはめた場合の、要は予定価格に対して見積価格が幾らかという話でいきますと、やはり高めではあるとは捉えております。ただし、それが妥当かどうかというのは、私のほうで今申し上げられる部分ではないのかなというふうに考えています。

○学務健康課長（相馬隆範） 続きまして、籠ごと洗浄方式を発売しているメーカーについてでございます。今回、購入予定のアイホー社を含めて4者確認してございます。そのほかの3者につきましては、中西製作所、日本調理機、株式会社マルゼンでございます。

○委員長（佐藤 哲委員） どっちが答えるのか。（「保証内容、保証内容をちゃんと明記さねばまねではな、それがねば契約できないよ」と呼ぶ者あり）

○契約課主幹（廣田洋平） 保証ということでございますけれども、今回、仮契約の内容につきましては、契約不適合責任ということで約定しておりまして、こちらが発注した仕様に合わないものが入った場合には、すみません、少々お待ちください……。

知った日から1年以内に通知することによって、そちらの正しい、仕様に合った製品を納入していただくというふうな形で約定をしたいと考えております。

○19番（外崎勝康委員） まず、価格の妥当性ということは、例えば同じようなものがほかで何ぼで入れているとか、そういう調査をするとか、何か比較は必要ですよ。前回も入れているのであれば前回の価格と比較をしようになるとか、何かそういうちゃんとした価格の説明をするようなものを入れていかないと、急に上がったとか、その辺をきちんとやっぱり、そちらで捉えておかないと、何か今度、価格が全然違っていたりとかとなった場合は大きな問題になると思うのですよ。そういう意味では、随意契約でも妥当性は常にやっぱり、市の職員としてはやっぱり、そこはデータとして捉えておく必要があると思います。それ、ちょっとまた後で聞きます、それは。今日はいいです。

それともう一つ、4者あったということで、多分、前に1台アイホーを入れたから今回も入れたという流れだと思うのですけれども。それは分かりました。

あと、保証内容というのは、何でもみんなありますよね。例えば、1年間であれば全てのトラブルはきちんと対応するとか、トラブルが起きたら24時間以内にちゃんとメンテナンスするとか、そういう基本的な保証内容がちゃんとあると思うのですよ。だから、それが保証なので、そうすると例えばメンテナンスをするのに盛岡からすぐ、24時間とか12時間で駆けつけるとか、そういったことは明確にあるのか。例えば、耐用年数が8年であれば8年以内にはこういったのはきちんと決まった保証内容があるという、そういったものがきちんとやっぱり提示されなければ駄目だと思うのです。

それから、もう一つ言えば、本当はさっき言った、部品が10年ということだったのだけれども、もうちょっと長く持ってもらえないとか、そういった交渉もぜひもっていただければなというふうに私は思いました。その辺、保証内容に関して、もうちょっときちんと、概要だけでもいいのできちんとお話してください。

○西部学校給食センター所長（工藤金極） 厨房機器にトラブル等が起きた場合の対応等については、現在、調理等業務委託を外注にて行っておりまして、そちらがメーカーのほうと締結してやっております。それで、基本的に年1回、機械のメンテナンスを長期休業期間にメーカーを呼んでやっているのと、それから事故があったときの対応については何時間以内という規定がちょっと難しいものですから、速やかにやってもらうというふうな形の対応をしていただいております。

○19番（外崎勝康委員） 今の話、よく分かりません、私が聞いても。だから、分かるようなものをちゃんと、多分書面であると思うので、それをしっかり1回出してください。以上、いいです。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者退室〕

---

### 請願第3号 再審法(刑事訴訟法の再審規定)の改正を求める意見書に関する請願書

---

○委員長（佐藤 哲委員） 最後に、請願第3号再審法(刑事訴訟法の再審規定)の改正を求める意見書に関する請願書を審査に供します。

討論の前に、何か確認したいことはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 発言なしと認めます。

これより討論を行います。

本請願に対し、御意見ございませんか。

○5番（赤平泰衛委員） 私は、今回の再審法の改正を求める意見書に関する請願の採択に賛成をする立場から意見を申し述べます。

まずは、この請願の趣旨でございますけれども、やはりこの冤罪を、いまだに苦しんでいる方々の救済を求めていくというような制度として今、再審制度があるわけなのですが、ただ、現行の再審制度は本当に問題があるというふうに思っています。

まず一つは、やはり再審を求めた事件が解決するまでの間に膨大な時間がかかっているということ。これまで、解決するまでに足利事件で20年、布川事件で44年、東電OL殺人事件で15年、松橋事件で34年というような時間がかかって、この間、この人たちは無実だったわけです。やはりこの無実の人を救済するのに、これほどの長い時間がかかってしまうというのはなぜかと。そこにはやはり、現行の再審制度について、大正11年の旧刑事訴訟法のままで審理のルールも存在せず、証拠開示については一切の規定もないと。つまり、再審を申し立てた後の法律がほとんどないという今の再審制度でございます。ですから、全て、進行が裁判所に任せられることになりまして、担当した裁判官によってこの対応が違ってくるといふ今の問題があります。

それで、今回の請願の内容は二つ、請願の内容としておりますけれども、まず一つ目、検察官が保管する証拠の全面開示を義務づけることとすることを請願の一つ目とさせていただいております。これまで再審で無罪となったケースについては、検察が隠していた証拠を開示させることが無罪の決め手となっております。そういった意味において、弁護団が証拠を出すよう

に検察官に求めても、再審での証拠開示のルールがないので検察官に開示義務がなく、担当した裁判官の判断次第ということになってございます。

再審請求には期限が設けられていないと先ほども言いましたけれども、しかしながら、そういった法律がないということにおいては、法律違反ということになりませんで、運よく積極的に再審に取り組む裁判官に当たれば、すぐに証拠が出てくるケースがありますけれども、なかなか証拠を出さない、あるいは再審そのものをすぐ開かないというようなことで、検察が集めて検察官が保管している証拠については、やはり真実を明らかにするためにも全面開示を義務づけるべきだというふうに思っております。

それから、請願の二つ目、裁判所の再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁じるということにしておりますけれども、何年、あるいは何十年かかってもこの困難な闘いを経て、再審決定が決定されても、これもまた再審開始が理不尽に遅らされたり、取り消されたり、これもまた再審制度を有名無実化するという事態になってございます……。

〔「議事進行について」と呼ぶ者あり〕

- 27番（清野一榮委員） 今、赤平委員が、賛成の討論というふうなことですけれども、これは我々から見れば説明にすぎないと。そういうことで、賛成は賛成というふうなことの、中身はみんな文書が来ておりますので、委員長、取り計らいをよろしくお願いします。
- 委員長（佐藤 哲委員） 5番赤平委員、今お聞きのとおり、説明ではなくて、賛成か反対か、それははっきりしたことをおっしゃってください。
- 5番（赤平泰衛委員）（続） すみません。この請願の採択には、賛成の立場で意見を今申し上げているわけですが、近隣の町村でいうと、藤崎町、大鰐町、田舎館村がこの意見書に関する請願は採択しているというふうに伺っておりますし、特に弘前は、やはり弘前で再審制度の発祥になった地というようなことで、弘大の松永教授夫人事件が戦後初めて冤罪と認められた地でもありますし……。
- 委員長（佐藤 哲委員） 5番委員、賛成の理由だけを述べてください。ほかの説明は要りません。
- 5番（赤平泰衛委員）（続） やはり、この今の再審法には、この二つの請願項目の、いわゆる何と申しますか、冤罪を生み出すような形での今の再審法になっておりますので、やはりこの再審法の改正を求めたいということで私は賛成をしたいというふうに思います。（「よし」と呼ぶ者あり）
- 16番（木村隆洋委員） 本請願に対して、不採択の立場で意見を申し上げます。
- 刑事訴訟法は、刑事事件について公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障を全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するために、その手続について定められたものであります。
- 同法の再審制度については、確定判決の存在を前提として、主として事実認定の不当を是正し、有罪の言渡しを受けた者を救済するための非常救済手続ではありますが、その在り方については様々な意見があるとされており、現在も国の有識者会議等において慎重な議論が重ねられているところであります。
- 刑事手続については、まずは国がその在り方を検討すべきものであり、現時点において地方議会として意見することは差し控えるべきと考えます。
- 以上のことから、本請願は不採択とすべきであると考えます。
- 委員長（佐藤 哲委員） ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
採決いたします。

本請願は、採択すべきとの意見と不採択にすべきであるとの意見があります。

なお、採決は、起立により行いますが、起立しない者は不採択とみなします。

本請願は、趣旨妥当と認め、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐藤 哲委員） 起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時36分 散会】